

令和 6 年度

町 政 執 行 方 針

東神楽町長 山 本 進

<はじめに>

令和6年第1回東神楽町議会定例会の開会にあたり、町行政を代表し、まちづくりに対する所信を申し述べます。

<災害等への対応>

本年1月に発生した能登半島地震において、震災に見舞われた多くの被災者並びにご遺族の皆様に、哀悼の意を申し上げます。関係者各位の日常が、一日も早く戻れますよう、被災地の早期復旧と復興を心よりご祈念申し上げます。国等では、被災地の機能改善に向けた作業が最優先で進められており、全国的にも支援の輪が広がってきているものと思われませんが、本町としても可能な限り被災地復興に向けた必要な支援を行ってまいります。

また、全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に第5類に引き下げられて以降、詳細について報じられることはなくなり、社会は「ウィズコロナ」へと移り変わっています。効果的な治療法はまだ確立されてはおりませんが、これまで蔓延防止を目的として、全額公費負担で実施してきた新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、令和6年3月で予防接種法上の特例臨時接種が終了し、今後は季節性インフルエンザと同様に重症化リスクの高い高齢者を対象としたB類疾病の定期接種へと移行して対応してまいります。

こうした突発的に発生する大規模災害やパンデミックなどの事態は忘却せず、我々の教訓として心に刻み、町民の暮らしと安全を守るための必要な対策を、引き続き取り組んでまいります。

＜町政執行の基本的な考え方＞

令和6年度の町政を執行するにあたり、第8次東神楽町総合計画や地区別まちづくり計画なども踏まえるとともに、本町が将来にわたり持続可能で、町民一人ひとりが幸せを体感できるまちを目指すため、昨年度に引き続き、「デジタル化とゼロカーボンの推進」を大きなテーマに掲げてまいります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、我が国の人口減少・少子高齢化は、2025年問題と言われる超高齢社会を皮切りに、2070年まで約45年以上に渡り続くと予想されます。その間、高齢化率は依然として高く推移するものの、生産年齢人口は急激に減少していき、特に2040年問題とされる深刻な労働力不足やインフラの更新、社会保障制度の危機など多岐に影響が及び、本町も例外ではありません。

このような人口減少社会においても、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや、近年多発する大規模災害など突発的な事態への迅速な対応、さらに急速かつ複雑に動いている社会変容に柔軟に対処していく必要があります。

今後、本格的な人口減少社会が進む中で、町職員をはじめ各種産業の人材獲得競争は厳しさを増すことが想定されますが、ICT、ロボティクス技術による効率化や、IoTやAIの導入による業務省力化などについて積極的に検討し、行政サービスの低下を招かないよう、様々な課題解決に取り組んでまいります。

急速に進むデジタル社会において、誰もが便利で暮らしやすいまちと実感していただけるよう、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を引き続き進展させ、スマートフォンを活用したアプリ等の導入や、産業分野における効率的な事業運営が期待できる経営の支援など、誰もが豊かさを実感できるデジタル社会に対応したまちづくりを目指してまいります。また、マイナンバー業務を除く三層分離の構成を、行政運営の利便性向上や情報セキュリティの機能向上、コスト削減などにつなげるため、新たにセキュアなネットワークの仕組みへ再構築

してまいります。

本町のデジタル化進展の底上げとなる、デジタル人材の育成や、地域活性化起業人など民間企業のデジタル専門人材等と連携協力を引き続き進めながら、地域活性化への課題解決に取り組んでまいります。

さらに、複合施設「はなのわ」の開設により、行政サービスをより一層効率化するとともに、町民との交流を深める場を提供します。

DXを活用した「書かない窓口」やオンライン施設予約システムの導入、デジタルサイネージによるわかりやすい情報発信により、行政事務の効率化と施設の利便性を向上させます。

また、オープンなデザインにより、町民が施設に対して親近感を抱けるよう工夫するとともに、町民と行政の対話を促進し、町の発展に対するアイデアや提案を積極的に収集する場として機能するよう配慮してまいります。少しの用事でも立ち寄れる、日常の一部となる場所として、花と緑に囲まれた、新しい時代の公共施設を創造してまいります。

次に、世界規模の地球温暖化対策を定めた国際的な取り決めであるパリ協定を踏まえ、国においては、令和2年10月に2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。

本町においても令和4年3月25日に実施した「東神楽町ゼロカーボンシティ宣言」のもと、本年度は地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定をはじめ、エネルギー対策として各公共施設や街灯のLED化を進めるとともに、ふれあい交流館への太陽光発電設備設置や、民間企業との連携協力による再生可能エネルギーの活用研究を進め、ゼロカーボン施策を推進してまいります。

また、気候変動問題は長期的な視点で取り組むべき課題も多く、ごみの減量化

につながるリサイクル、ごみの分別や収集方法の検討、食品ロスや生ごみのたい肥化など循環型社会への取り組みや、健康で快適に過ごすことができる衛生や住環境整備への助成、町内の公共花壇の維持管理や自然環境を保全する活動への支援、さらに、歩くことで心身の健康を維持しながら環境にも配慮した健康づくり事業の継続のほか、国の「みどりの食料システム戦略」に沿い、脱炭素、持続可能な消費の拡大、持続的生産体制の構築など、ゼロカーボンの実現に向けて、継続的な取り組みを進めてまいります。

令和7年度を始期とする第9次東神楽町総合計画は、本年度、策定作業を進めてまいります。総合計画は町の将来像を描く重要な計画であり、町民が共感し、協働するためには町民の声や期待を反映させることが不可欠です。策定作業に当たっては、デジタルを活用することで、効率的に様々な立場・状況の町民の声やアイデアを取り入れた政策づくりを推進し、町民が計画に共感し、主体的に町政に参画できるよう進めてまいります。

また、総合計画を上位計画とする地区別まちづくり計画や地方版総合戦略を一体的に検討し、より具体的で実効性のある計画策定を進め、地域の将来へのビジョンを共有し、町民参加型の地域づくりを促進してまいります。

令和6年度の町政を執行するにあたり、時代の潮流をしっかりと捉え「デジタル化とゼロカーボンの推進」を常に意識し、町の施策の中に取り込んでいくため、各課連携を図りながら、横断的に事業を構築し、推進してまいります。

＜重点施策＞

この基本的な考え方に立ち、東神楽町では、次の五つの重点施策に力を入れて取り組んでまいります。

第一に『東神楽流 地域力の強化と移住・定住対策』であります。

地区別まちづくり計画における地域特有の課題解決に向けた方策について、町民や地域団体の皆様と協力して、地域のつながりを強め、より良い地域づくりをさらに進めていくため、昨年度から検討している地域自治を推進する条例を本年度中に制定してまいります。

また、地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、まちづくりの拠点となる「まちの駅」を設置し、人と人との出会いや交流を促進してまいります。

地域おこし協力隊や地域活性化起業人を積極的に活用し、地域資源の有効活用や新しいイノベーションの導入を推進します。民間人材が持つ新しいアイデアや専門知識は、地域の発展に新しい視点や手法をもたらします。また、そういった人材が地域住民と密接にコミュニケーションをとりながら活動することで、地域住民と行政の橋渡し役を担い、地域の声やニーズを的確に捉え、地域課題に対して迅速にアプローチしてまいります。

行政区・町内会における高齢化等によるコミュニティとしての機能維持の在り方についても、地域の意見を尊重しながら支援してまいります。

移住や定住、補助金や融資等による新規創業へつながる取り組みや中小企業の育成など、地域経済活動の発展に結びつく多様な取り組みも継続してまいります。

また、循環型住環境を推進するため『未来につなげる「住まいの輪」促進事業』の取り組みや公営住宅新町団地整備事業を継続するとともに、未利用地の有効活用についても検討するなど、定住人口の維持と住みやすいまちづくりを進めてまいります。

第二に『東神楽流 子どもの生きる力を高める教育と子育て環境の充実』であります。

未来への予測が困難な状況が続く中でも、子どもたちが自ら個性を磨き、持続可能な社会の創り手となるためには、子どもたちの「よりよく生きていこうとする人間性」を育むことが求められています。

そこで、学校教育においては総合的な学習の時間を中心にキャリア教育を充実するなど、子ども一人ひとりの学ぶ意欲や自己肯定感を高める教育の推進に努めてまいります。

令和7年度からの5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等を定める「第3期東神楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てができる環境の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、原油、原材料や食料品の値上がりなどから、保護者負担の増額が必要な状況ですが、町が負担することで保護者の負担を増やすことなく、給食メニューや食材調達を工夫するとともに、児童生徒に必要な栄養価を確保しながら、食育を推進してまいります。

第三に『東神楽流 安心と生きがいの持てる地域共生社会の実現』であります。

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いや繋がりが弱まる中、関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮して存在を認め合い、支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような社会を実現することを目指してまいります。

また、ICT技術を活用した健康事業を通じ、心身の健康と食や自然環境への関心をさらに高め、住んでいるだけで健康で豊かになる取り組みを継続しながら、高齢者の活躍の場を広げる健康づくりや、疾病の予防・生活機能の維持を目指す

活動を、関係団体やボランティアと連携して推進してまいります。

同様に、全ての妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができるよう、ニーズに即した相談体制の充実と、子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための経済的支援を実施してまいります。

第四に『東神楽流 花のまちブランドと観光資源の再活性化』であります。

花のまちづくりや環境美化、景観づくりを町民とともに進めるため、ボランティアの育成支援やオープンガーデンの取り組み強化、花を活かしたイベントの開催、フラワーガーデン（仮称）を花のまちの新たなシンボルとして複合施設敷地内に整備するなど、新しい時代の「花のまち」を発信してまいります。

また、地域ブランド「種と実セレクト」や応援大使の活用により、地域の魅力を広く発信し、観光振興や地域経済の発展につながる施策を展開します。

観光面では、コロナ禍での観光需要の激減から、観光産業が疲弊しておりましたが、2023年度上半期（4～9月）に上川管内を訪れた観光客数が、コロナ禍前の2019年度同期の9割まで回復し、東神楽町を訪れた観光客数も同様に回復しており、今後も社会経済活動は活発化されていくものと思われます。観光需要の変容を捉えながら、ひがしかぐら森林公園リニューアル事業を継続し、健康回復センターにおいては、環境に優しく省エネの観点からも館内のLED化を実施してまいります。

第五に『東神楽流 将来の骨格を成す産業・生活インフラ整備』であります。

令和3年度から着手した文化ホールなど複合施設の建設事業につきましては、令和6年3月で建物の工事が完了し、今年度は、フラワーガーデンを含む外構工事を実施し、8月にグランドオープンする予定です。

拠点施設として防災機能の充実や町民の利便性向上につながる行政デジタル

化についても進めてまいります。

より効率的な道路網の整備では、北海道が整備しており、令和4年3月に暫定開通した高規格道路の旭川東神楽道路につきまして、今後、4車線化や美瑛町に至る路線の早期決定など関係機関への要請、道道鷹栖東神楽線から高規格道路へ直接アクセスできる町道北2線の整備も継続して進めてまいります。

国が進める国営緊急農地再編整備事業については、旭東東神楽地区・旭東地区ともに期成会と関係組織が一丸となって計画的に事業を進めてまいります。また、忠栄地区の道営農地整備事業及び稲荷・忠栄地区の農業用排水路を改修する団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業については本年度より工事を着手してまいります。

大雪霊園においては、新たなお墓のニーズに対応していくため、芝生墓所、合葬墓及び短期型納骨堂を兼ね備えた新墓所エリアを整備したところであり、今後は利用者拡大に向けた取り組みと、適切な維持管理を行ってまいります。

＜最後に＞

本年度は、「デジタル化とゼロカーボンの推進」を引き続き主要なテーマとし、五つの重点施策を軸におきつつ、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに対して、きめ細やかに各分野の政策を、着実に実行・実現してまいります。

結びに際し、町民の皆様と議員各位のご健勝とご活躍をお祈り申し上げますとともに、町政に対するご支援とご協力をお願い申し上げ、令和6年度の町政執行方針といたします。

■ 健やかな笑顔あふれるやさしいまちづくり

○ 子育て支援

子育て支援につきましては、幼児教育と学校教育との円滑な接続に努めるとともに、保育士等の研修の充実に加え、子ども施設向け業務支援ソフトを活用するなどして、質が高く効率的な運営に努めてまいります。

また、少子化の進行や保護者の就労状況等の変化などに対応した保育サービスを提供していくため、アンケート調査の実施、分析などを進めてまいります。

さらに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うことができる子ども家庭センターの設置に向け取り組んでまいります。

○ 高齢者支援

高齢者支援につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様な機関・団体による包括的な相談支援体制の整備や町民主体の支え合いづくりの推進など、官民協働による地域包括ケアシステムの充実とともに、認知症予防のための知識普及や発症した場合における本人及び家族に対する支援を推進してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業では、今後も生活支援・介護予防推進協議会による地域の支え合いに関する課題の把握や対策の検討、個別の潜在ニーズの把握による福祉事業の充実に取り組んでまいります。

介護予防につきましては、高齢者が社会参加や社会的役割を持つことが介護予防につながるという観点から、地域で活動している老人クラブや高齢者サロンのほか、昨年度、町が養成したリハビリ体操指導士とも連携し、ボランティア及び健康づくり活動への支援を行うとともに、普及啓発のための町民講座等を行ってまいります。

活動の普及啓発にあたっては、町民との協働を推進するとともに、リハビリや

デジタル関連など他分野の事業や幅広い年齢層の町民を巻き込み、多様な自立支援のための取り組みを目指してまいります。

また、聴力機能の低下によって、日常生活に不便が生じている高齢者を対象に、積極的な社会参加の促進をサポートするために、引き続き補聴器購入費の助成を行ってまいります。

○ 障がい者支援

障がい者支援につきましては、昨年度に見直しを行った第7期障がい福祉計画に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、各種障がい福祉サービス等の充実や権利擁護、就労の拡大、社会参加の促進を図るなど、障がい者や障がい児を地域ぐるみで支えるための環境づくり、地域生活支援体制の充実を推進するとともに、障がいへの正しい理解や活動の普及啓発のための町民講座等を行ってまいります。

また、障がいのある方や家族相互の情報交換、学習会等の活動を行い、生活課題の解決や本人と地域を支える福祉・医療へのつながりを推進してまいります。

今後も、東神楽町地域自立支援協議会を定期的を開催し、さまざまな観点から地域課題の協議・検討を行なうとともに、障がい者等相談支援事業を委託しているNPO法人をはじめ、東神楽町社会福祉協議会など各種団体等との連携を深め、制度などに関するわかりやすい情報提供を行い、障がい者支援の一層の向上に努めてまいります。

○ 地域福祉

地域福祉につきましては、あらゆる世代の方が、安全で暮らしやすい環境を享受でき、心身ともに健康で豊かな暮らしを送り続けることができるよう、東神楽町社会福祉協議会をはじめ行政区・町内会、民生委員児童委員、ボランティア団

体など関係団体と連携・協力しながら、身近な地域での支え合い・助け合い活動を促進してまいります。

また、地域の高齢化や核家族化などを背景に、地域における人と人のつながりの希薄化が進み、子育てに対する不安や介護の悩み、孤立、虐待など、複数分野にまたがる問題を抱える世帯への支援に対応するため、福祉サービスの充実のほか、地域住民が気軽に交流するための地域サロン等の活動支援、災害時等における避難行動支援、地域福祉に関する情報提供・相談体制の整備などを進め、地域課題等の解決に向けて取り組んでまいります。

○ 保健・健康づくり

保健・健康づくりにつきましては、妊娠期から老年期まで切れ目ない保健サービスを提供してまいります。

また、各種健診につきましては、受診しやすい環境を整え、生活習慣病予防や重症化予防に役立てるとともに、特定健診の未受診者へのアプローチを継続してまいります。

母子保健では、妊婦訪問や健康相談等の個別支援をはじめとして、産婦健康診査事業、産後ケア事業のほか、母子手帳アプリの活用、伴走型相談支援、出産子育て応援給付金により、妊娠期から出産の経済的負担や不安を解消し孤立感や不安感を抱かず、健やかな出産を迎え安心して育児に向えるように妊産婦に対する支援を継続してまいります。

健康食育タウン事業では、地域企業等と連携を図りながら、加齢とともに心身の活力が低下するいわゆるフレイルへの対策及び働き盛り世代の健康づくりについて、健康講座等の開催やICTを活用した事業の推進に努めてまいります。

○ 医療

医療につきましては、複合施設「はなのわ」の診療機能として整備した国民健康保険診療所は、これまでの直営から、指定管理者制度を導入した医療法人による運営管理へ移行し、電子カルテの導入や医事システムを更新するとともに、民間事業者のノウハウを活用しながら、町民が安心して受診できる身近なかかりつけ医として、より効果的かつ効率的に医療を提供してまいります。

さらに、これまで院内処方としていた薬剤業務は、院外処方へ移行しましたが、「はなのわ」内の調剤薬局で薬を受け取ることができます。いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬局として診療機能と連携しながら、今後とも地域医療の充実を図ってまいります。

○ 社会保障

社会保障につきましては、国民健康保険事業の健全化に向け、大雪地区広域連合構成町と連携し、令和6年3月までに策定する「第3期データヘルス計画」に沿って、保険者努力支援制度を有効に活用しながら、特定健康診査の受診率向上、保健指導の推進などを通じて、生活習慣病の重症化を防ぐことで医療費の抑制を図るとともに、健康寿命の延伸に努めてまいります。

国民健康保険制度につきましては、運営主体である北海道が算定する保険料率を基本とする保険料の設定により、保険料水準に激変が生じないよう他の広域連合構成町と連携しながら、公平な負担となるよう努めてまいります。

■ 明日の活力を生む産業のまちづくり

○ 農林畜産業

農業、畜産業を取り巻く環境は、国際情勢の混乱や円安の進行などによる各種影響が複雑に絡み合い、肥料、農薬や穀物飼料をはじめ、ほぼ全ての生産諸資材が大幅に値上がり、極めて厳しい状況に直面しています。国や北海道の経営支援対策を注視しながら、本町としても関係機関と連携し、適宜交付金を活用するなど、必要な対応を行ってまいります。

経営所得安定対策交付金につきましては、令和3年12月に国から示された水田活用直接支払交付金の条件見直しが農業者の経営にとって極めて大きな不安材料となっていることから、本町と関係機関との連携をより一層強めて対応してまいります。

また、基盤整備事業が着実に進み、圃場の大区画化が進む一方で、本町においても農家戸数の減少は避けられない現実となっています。経営面積の拡大に対応し得る農業経営として、省力化や効率化に貢献できるスマート農業機械の導入については急速に進み始めていることから、これらの新しい技術の研究、導入や情報の提供について、関係組織と連携して進めるとともに、新規就農者に対する支援の体制づくりに努めてまいります。

林業につきましては、森林資源の活用と多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備計画に基づき、除間伐や造林への各種事業を継続実施し人工林の計画的な更新を促してまいります。また、合併後の旭川市森林組合ともしっかりと連携、協力してまいります。

○ 商工業

商工業につきましては、東神楽町商工会と連携しながら、引き続き地域の生活を支える中小企業が活力を発揮できるよう、企業や商店へ融資制度の周知、後継

者や従業員教育に関する支援、町内に新店を行う新規創業者に対する支援を進めてまいります。また、エネルギー価格をはじめとする物価高騰が止まらない状況にあります。特に影響を受ける業種の中小企業・小規模事業者への資金繰り支援策等について東神楽町商工会や金融機関との協議を継続するとともに、国や北海道による経済対策の動向を把握しながら、関係組織と連携し取り組みを進めてまいります。

○ 観光

観光につきましては、旭川空港が所在していること、農業が基幹産業であること、大雪山系の景観などの強みを生かし、宿泊できる場所としての温泉「森のゆ花神楽」、遊ぶ場所としての「ひがしかぐら森林公園」を中心に推進してまいります。また、買える場所や食べる場所などの新しいコンテンツを増やす方策を引き続き検討してまいります。

○ 雇用対策

雇用対策につきましては、労働者不足はすべての産業に共通する深刻な課題であり、女性の社会進出や高齢者雇用、障がい者雇用を促すなど、関係機関との連携のもと、情報提供や相談、地元事業所への働きかけ等を通じて、働く人材の掘り起こしを進めてまいります。

■ 未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり

○ 幼児教育・保育

幼児教育・保育につきましては、幼児一人ひとりの発達や特性に応じて、豊かな心と健やかな体を育むため、町立認定こども園ここから（心花楽）における保護者等による運営の評価に基づき、改善策を講じ、教育・保育環境の充実を図ってまいります。

○ 学校教育

学校教育につきましては、全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙を参考に、子どもたちの「生きがい」「学びがい」の現状、成果と課題を把握するとともに、主体的・対話的で深い学びを実現する視点に基づく授業改革を進めてまいります。

また、ＩＣＴ機器を効果的に活用するなどして、様々な困り感や不登校傾向のある子どもへの対応の充実に努めてまいります。

さらに、特色ある学校づくりを進めるため、山村留学事業については、希望する家庭の受け入れ環境の整備を検討してまいります。

○ 家庭・地域教育

家庭・地域教育につきましては、家庭・地域・学校などの連携協力を推し進めるため、生涯学習コーディネーターを引き続き配置して、地域学校協働本部や地域未来塾、家庭教育支援、土曜教育、不登校児童生徒支援などの活動を拡充してまいります。

地区公民館につきましては、社会教育機関としての活動はもとより、各地域の多様化・複雑化する地域の課題に対応すべく、各部局との連携を深め、地区別まちづくり計画に沿った地域コミュニティの醸成を高められるよう努めてまいります。

ます。

また、公民館施設の整備では、老朽化が進んでいる稲荷地区公民館の改修に向けた検討を地域住民とともに進めてまいります。

○ 生涯学習・社会教育

生涯学習・社会教育につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止、縮小してきた事業の在り方を工夫するとともに、文化ホールなどの複合施設を効果的に活用するなど社会教育施設の安全な維持管理と利用拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

多様化、高度化する学習ニーズに対応した特色のある講座の開催や学習機会の支援を進め、鹿児島県長島町、台湾桃園市大園国民中学校との相互交流事業を実施するなど、人とのかかわりの中で子どもたちの成長を促す教育活動を展開してまいります。

また、高齢者大学あやめ学園、老人クラブ等の団体との連携を図りながら高齢者の豊かな経験と知識を地域活動の推進力とする取り組みを継続してまいります。

図書館につきましては、複合施設と一体化による利便性を生かした取り組みの充実に努めてまいります。

○ 文化・芸術

文化・芸術につきましては、豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向けて、文化連盟をはじめ各文化芸術団体やサークルの育成・支援に努め、町民主体の文化活動を推進してまいります。

複合施設の文化ホールやサークル活動室を、多様な芸術・文化にふれる機会と文化活動を発表する場として活用してまいります。

今年度は、文化ホールでの公演企画の検討を行う「文化ホール企画委員会（仮称）」を立ち上げ、様々な視点からのご意見を参考に事業の開催内容について工夫してまいります。

○ スポーツ

スポーツにつきましては、地域でのスポーツ活動や健康づくりを推進するため、スポレク健康ひろばなどのスポーツイベントや各種スポーツ教室を開催するとともに、スポーツ施設や設備の安全管理に努めてまいります。

■ 花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり

○ 防災

防災につきましては、町民が安全で安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進めるために、デジタル洪水ハザードマップ、3次元GISの活用をはじめ、地域防災計画など各種計画等の適正更新を行い、町民の防災意識の向上を図られるよう避難所運営などの訓練の実施や、災害用備蓄品等の適正管理と防災機能の強化、関係機関・団体との広域防災連携や防災協定の推進など、総合的な防災体制の確立を図ってまいります。

また、複合施設をはじめとする各公共施設が、災害時における本町の重要な防災拠点施設として効果的に機能するよう、必要な施設運用を進めてまいります。

○ 消防

大規模化する自然災害や複雑多様化する火災対応、多発する救急出動への充実強化を図り、地域における安全安心の確保に向けた、消防体制の強化を進めてまいります。

また、本年度は導入から一定期間が経過した救急自動車及び分団消防車両の更新を予定し、消防水利の拡充に向けた耐震性貯水槽の整備につきましても、引き続き取り組んでまいります。

○ 交通安全

交通安全につきましては、交通事故のないまちづくりを目指して、警察や交通・防犯協会などと連携しながら啓発活動や交通安全教育を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図りながら、本年10月17日達成の交通事故死ゼロ3,000日を目指し、交通事故を未然に防止するための環境づくりに努めてまいります。

また、町内の交差点などの危険箇所や通学路を中心とした各種交通安全施設の

整備・拡充について、警察機関に対して引き続き要望してまいります。

○ 防犯

防犯につきましては、24時間体制の東神楽交番のもと、パトロール強化が図られており、引き続き交通・防犯協会などの関係団体と連携を図りながら情報提供や防犯パトロールなどを行うとともに、防犯カメラ等設置補助金活用への工夫を検討するなど、犯罪への抑止力の向上や、町民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のない安全で、安心して暮らせる地域づくりの実現に努めてまいります。

○ 消費者保護

消費者保護につきましては、町民の消費安全を図るため、旭川市消費生活センターと連携しながら情報の収集や対策に取り組むとともに、年々多様化、巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺をはじめとする「特殊詐欺」等の予防・啓発活動を「東神楽町犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり連絡会」を通じて行ってまいります。

○ 環境保全

環境保全につきましては、自然環境と共生する清潔で美しいまちを目指して、広報・啓発活動により町民や事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を促進しながら環境対策を進めてまいります。

本町が令和4年3月に行った「東神楽町ゼロカーボンシティ宣言」のもと、リサイクルなど廃棄物の削減や省エネルギー化、建て替えやリフォームなど高断熱化に向けた住環境の整備、町内公共花壇の維持管理など自然環境を維持する活動の支援、複合施設などウォーカブルシティの健康のまちづくり、食品ロス対策につながる新鮮でおいしい食の地産地消や旬産旬消への取り組みを行ってまいり

ます。

本年度は、地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定します。

また、再生可能エネルギー活用のため、ふれあい交流館に太陽光発電設備導入、公共施設や街灯のＬＥＤ化を進めるとともに、民間企業との連携による研究会を実施するなど、ゼロカーボンの取り組みを推進し、ＳＤＧｓなど地球環境にも配慮したまちづくりを進めてまいります。

○ ごみ処理

ごみ処理につきましては、ごみ収集事業者と連携を図りながら「資源循環型社会」の形成に向けて、ごみの分別徹底に向けて、ＬＩＮＥを介した「ごみ分別検索サイト」を活用するなど広報・啓発活動や不法投棄防止対策活動の取り組みを進めるとともに、町内のごみ収集に係る改善にも取り組んでまいります。

また、資源物と使用済小型家電のリサイクル体制の充実など再資源化と有効活用を推進し、大雪清掃組合などと連携した効率的なごみ処理体制の強化とごみの減量化を図ってまいります。

し尿・浄化槽汚泥処理につきましては、旭川市を含む広域的連携のもと、収集・処理体制の効率化と充実に努めてまいります。

○ 下水道等

下水道事業につきましては、現有施設の適正な維持管理に向け、下水道ストックマネジメント計画に基づいて、引き続き施設の更新事業を進めてまいります。

経営の健全化を図るため、下水道使用料の改定などを含めて健全経営の推進に向けて検討してまいります。

○ 花いっぱいのまちづくり

花のまちづくりにつきましては、半世紀以上にわたり、町民と行政が一体となって取り組んできた環境美化活動です。

今後も、花のまち景観づくり条例を推進するとともに、シンボルとなる公共花壇の整備をはじめ、個人宅におけるオープンガーデンや花のボランティアに対する支援を強化するなど、町民や地域と協働しながら時代に合った花のまち東神楽を進めてまいります。

■ 利便性のある快適なまちづくり

○ 土地利用及び都市計画

土地利用及び都市計画につきましては、すでに国営緊急農地再編整備事業や高規格道路の整備、河川改修などの大型事業が着手されておりますので、引き続き関係機関と連携しながら、都市計画マスタープランに基づき、景観にも配慮した土地利用を総合的かつ計画的に進めてまいります。

○ 道路

道路につきましては、ひじり野地区や中央市街地地区の生活道路も含めた舗装修繕計画に基づき、引き続き修繕事業を実施してまいります。

また、老朽化した道路側溝などの道路付属物についても改修整備してまいります。

橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づいて修繕を継続してまいります。

○ 公共交通

公共交通につきましては、2024年問題による運転手不足が懸念されておりますが、民間バス事業者に対して、運行本数や路線の維持・充実など、バス利用者の利便性の向上に向け、きめ細やかな対応を引き続き要望してまいります。

町営バスにおきましては、通学のほか町民の身近な移動手段であることから、住民ニーズの把握のためのアンケート調査を実施し、新たな交通体系を検討するとともに、その適正な運行と安全管理に努めてまいります。

○ 住宅

公営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、公営住宅新町団地整備事業を継続するとともに、既存公営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

○ 雪対策

雪対策につきましては、安全かつ円滑な交通や学童などの通学路の確保のため、関係機関や地域住民と連携を図りながら、効率的・効果的な除排雪を進めてまいります。

また、宅地内の雪処理対策として、引き続き融雪施設の設置に対して助成を行うとともに、高齢者世帯等につきましては、関係機関と連携しながら、除雪ボランティアの支援や行政区・町内会等を対象にした小型除雪機の貸し出しなど、地域の支え合いを促してまいります。

○ 公園・緑地・墓地

公園・緑地につきましては、町民の憩いの場、子どもの遊び場の確保と、緑あふれる快適な環境づくりに向けて、安全に安心して利用できるよう、公園施設の適正な維持管理に努めてまいります。

墓地につきましては、新たなお墓のニーズに対応していくため、大雪霊園に芝生墓所、二種類の合葬墓及び短期型納骨堂を兼ね備えた新しい墓所エリアを整備したところであり、今後は、利用者拡大に向けた取り組みと、適切な維持管理を行ってまいります。

また、大雪葬斎場の建替えにつきましては、大雪葬斎組合において予算を計上し、地域住民をはじめ、他の構成町と協議を重ね、2ヵ年計画の最終年での建築を進めてまいります。

○ 河川

河川につきましては、近年の異常気象により、河川の氾濫など予期せぬ災害が発生していることから、八千代川・稲荷川の河川改修の早期着手やポン川改修の

早期完成、さらに、改修完了までの期間は適切な維持管理を行うよう北海道に対して引き続き強く要望をしております。

また、地域住民や関係機関と連携して、普通河川や排水路の浚渫など適正な維持管理に努めるとともに、緊急浚渫推進事業により町管理河川の整備を行ってまいります。

○ 上水道

上水道につきましては、安全な水の安定供給に向け、中長期的な経営戦略のもとに、水道事業が将来にわたって、健全な財政運営を図るため、引き続き業務内容や水道料金の改定などについて検討を進めてまいります。

また、給水区域全体への水の供給に向けて、本年度より中央配水池の増設を予定しております。

■ 連携と協働で築く自主自立のまちづくり

○ 協働のまちづくり

協働のまちづくりにつきましては、町民の皆さんに主役になっていただき、その豊かな経験や能力を発揮し、町民と行政が地域の課題に、ともに手を携え町民一人ひとりが住みやすいと実感できる暮らしやすいまちづくりに取り組み、様々な地域課題の解決を目指し、豊かで活力ある地域社会の実現を目指してまいります。

各分野で活動されているボランティアへの支援のさらなる充実や、各種政策形成の過程で積極的に町民からの参画を促すとともに、広報紙やホームページ・SNSなどを通じた適切な情報発信、まちづくり懇談会の開催など広報・広聴活動の一層の充実に努めてまいります。

○ コミュニティ・地域自治

コミュニティにつきましては、地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合う地域づくりに向け、地域の特性を活かした「地区別まちづくり計画」を推進するとともに、コミュニティ活動の拠点となる自治公民館の構築と、住民自治のまちづくりを強化する施策を進めてまいります。

地域自治につきましては、町民や地域団体のみなさんと協力して、地域のつながりを強め、より良い地域づくりをさらに進めていくため、地域自治を推進する条例を制定してまいります。

計画期間の後期に入った「地区別まちづくり計画」で掲げている各地区の取り組みについては、ふるさと納税寄付金も活用しながら、地区公民館や町民団体が行う地域活性化の事業に対して支援してまいります。

また、地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、まちづくりの拠点となる「まちの駅」を設置し、人と人の出会いと交流を促進します。

行政区・町内会につきましては、人口減少や高齢化等による会員数の減少、役員のなり手不足への対応のほか、活動への理解を深めるため、組織再編や加入促進に向けて支援し、組織力の強化と活動の活性化を促してまいります。

○ 情報化

情報化につきましては、町民サービスの向上と行政運営の効率化、町全体の活性化に向け、行政内部の情報化の一層の推進や、多様な分野における情報サービスを提供し、町民がデジタル化の恩恵を享受できる社会を目指します。

町内全域に及ぶ光ファイバーの情報通信基盤を基軸とし、5G等の高速・大容量ネットワークを活用した事業展開が今後期待されると同時に、地理的特性による弱電界地域への電波対策についても、関連企業への働きかけなど必要な対策を講じてまいります。

また、来る人口減少社会に対応するため、国が推進する自治体情報システムの標準化を進めながら、国が推進する自治体DX推進計画に基づき、多様化する行政課題への対応や、行政事務のデジタル技術を活用した利便性向上による町民負担の軽減、簡素で効率的な行政手続きの見直しなどについて、地域活性化起業人や地域おこし協力隊などデジタル人材と連携し、効果的な対策を進めてまいります。

○ 交流

交流につきましては、国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるために、本年度は、東神楽中学校と姉妹校である台湾桃園市大園国民中学校の生徒の受け入れ事業や青少年台湾派遣交流事業を行い、多様な文化や生活習慣、価値観を受容し、共生する態度を養うなど、国際理解教育の促進に努め、家庭・学校・地域が一体となった国際交流を推進してまいります。

また、国内における地域間交流も人材育成や地域活性化の大きな契機となることから、相互の地域資源を活用した交流に努めてまいります。

○ 人権・男女共同参画

人権につきましては、あらゆる差別をなくし、すべての人権が尊重される社会を目指し、人権擁護委員と連携して、啓発事業や相談事業を実施してまいります。

男女共同参画につきましては、「東神楽町男女共同参画計画」に基づき、基本理念である「男女が互いを尊重し、ともに活躍できるまちづくり」を目指して、本町の特性を活かし、あらゆる分野に参画する機会を確保し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に努めてまいります。

また、令和6年1月から上川中央部1市7町で施行したパートナーシップ制度の啓発に努め、多様な性や性的マイノリティの方々に対する理解を広め、暮らしやすい環境づくりにつなげてまいります。

○ 行政運営

行政運営につきましては、限られた資源を有効に活用し、さらなる行政効率の向上や自立性の高い行政運営を持続的に進めるため、事務事業のPDCAサイクルの活用や「選択と集中」、社会情勢の変化に対応した制度の見直しなど業務の改善・改革を図ってまいります。

また、人口減少社会において、年々、公務人材の獲得が厳しく予想されるため、危機感を持ちながら適正な定員を確保できるよう戦略的に進めるとともに、ICTやロボティクス技術による業務効率化や、IoTやAIによる業務省力化を積極的に活用しながら、行政運営をDX化し生産性の向上を目指します。

持続して働きたい魅力ある職場づくりの創出と町民から信頼される職員

人財を育成、社会変容に対応できる強い組織を目指した専門研修や働き方改革を進めながら、行政運営の透明性の向上を図り、町民から信頼される役場づくりを目指して、近隣市町村等、他市町村と連携しながら、効率的な行政の推進を行ってまいります。

○ 財政運営

財政運営につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻や欧米各国の急速な金融引き締めによる世界経済の下振れリスクへの対応など、世界経済の不確実性が大きく増しており、本町としても、少子・高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加、今後の安全・安心な暮らしの実現に向けた大規模事業などにより、予算規模や起債残高が一時的に膨らむことが想定されます。

事業の優先度を考慮しながら、公債費の平準化を図るなど、財政構造の弾力性と規律を堅持し、持続可能な行政サービスの提供に向けた財政運営を行ってまいります。

歳入確保におきましては、町税などの収納率向上のため、新たな未納者を生まない取り組みを優先し、コンビニ収納やスマホ収納による納税者の利便性の向上を図りながら、納税者個々の状況を考慮した徴収を行ってまいります。

また、近年増収している、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用した資金調達などの取り組みを推進し、本町の魅力や特産品を全国に発信するとともに、町財政に資する施策を展開してまいります。

今後とも、中長期的な財政状況を見据えながら、自主財源の確保に努力を払い、費用対効果の高い予算編成を行うなど、健全かつ効率的な財政運営に努めてまいります。